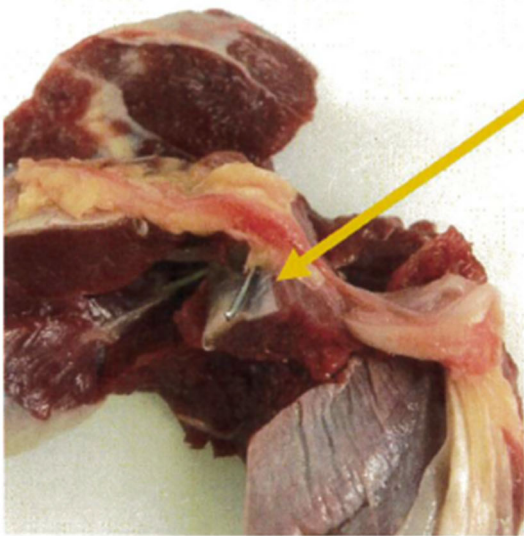


根室家畜衛生情報<<号外>> 令和7年(2025年)5月 23日発行

食肉への注射針の残留事故 が発生しました

令和7年5月19日、根室管内と他2管内から出荷された牛で注射針の残留事例がありました。

注射針は工場において食肉の加工処理中に発見され、複数頭のロットのため、個体の特定はされませんでした。治療時に注射針の残留が生じた可能性があります。



今回発見された注射針
(長さ約40mm)



【残留事故防止のポイント】

- ・ 注射する際は家畜を確実に保定
- ・ 曲がった注射針は使わない
- ・ 注射針の破損を確認したら速やかに除去

【注射針が残ってしまったら（可能性も含め）】

- ・ 注射部位にマークを付け、出荷時まで識別
- ・ 飼養者には出荷先等に残留の情報伝達を指導



北海道根室家畜保健衛生所

TEL : 0153-75-2439 FAX : 0153-75-2737

● 最近発生した注射針残留事故について

こちらは皆さんにも Fax が届き、目にされたかと思いますが、改めて注意喚起したいと思います。

2025 年 5 月 19 日、北海道根室管内から出荷された牛肉において、長さ約 40mm の注射針が残留していた事例が屠畜場で確認されました。今回屠畜された牛は他の地区も合わせて複数頭からなるロットの中から検出された注射針であったため、個体の特定には至りませんでした。治療時に注射針が体内に残った可能性が極めて高いと考えられています。

本件は、食品安全のみならず、流通業者・消費者からの信頼失墜にも直結する重大事故であり、生産現場での再発防止が強く求められています。

● 過去の注射針残留事故

- 2025 年度（埼玉県）－ 屠畜牛の体内から破損注射針が残留

埼玉県内の農家が出荷・屠畜した牛の体内から 2 件の注射針残留事案が発生しました。

- 2020 年度（北海道網走管内）－ 乳廃用牛の肉に破損注射針が残留

網走管内の屠畜場および食肉加工施設に、6 月と 7 月に計 2 件、乳廃用牛の食肉中から破損した注射針が発見されました。

いずれも複数頭処理後の段階で確認され、個体の特定はされませんでした。治療時に針が折れた可能性が非常に高いとされています。

- 2018 年（千葉県）－ 豚肉に注射針が混入

平成 30 年 8 月、千葉県内の消費者がスーパーで購入した豚肉を調理中に、「歯茎に注射針のような金属片が刺さった」という苦情が寄せられました。

調査の結果、該当品は屠畜場へ申告せずに出荷されたもので、同一農家がワクチン用注射針を誤って残した豚を通常出荷していた可能性が高いと報告されました。

● 屠畜場・食肉加工場での検査体制・対応

1. 屠畜場（屠場）での検査体制

屠畜検査では「視診」「触診」「切開検査」が基本です。

注射針のような異物は「病変等の確認」時に偶然発見されることが多いようです。

金属探知機や X 線装置などによる異物検出装置は通常、屠畜場には常設されていません（導入しているのはごく一部の高度衛生施設のみ）。

つまり、事前申告がなければ、全頭の内部異物まで見つけるのは極めて困難です。

2. 食肉加工場での検査体制

一部の大規模施設では金属探知機や X 線装置を設置し、パック詰め前の製品検査を行っています。

しかし、これは「切り身」や「ミンチ」など最終製品単位でのスクリーニングに限られます。

加工段階で見つかった場合、出荷停止やロット回収になる可能性があります。既に個体の特定は困難になります。

質問

生産現場での申告がなくても発見できるか？

と畜場でX線・金属探知検査は全頭に行っているか？

加工場ではどうか？

なぜ事前申告が重要？

回答

困難。ほとんどの異物は申告なしでは見逃される可能性がある。

いいえ。通常行われていません。視診・触診・切開が主体。

一部の製品には金属探知を実施。ただし全品ではない。

対象個体を特定し、部位廃棄や重点検査が可能になるため。

● 生産現場で実施すべき対策

注射針の取り扱いポイント：

✓ 家畜を確実に保定し、安全に注射を実施

✓ 曲がった・劣化した注射針は使用しない

✓ 折損の可能性がある場合はその場で確実に除去する、または除去を依頼する

✓ 針の破損や残留が疑われる場合は、その部位を明確にマーキングし、出荷時にと畜場・獣医・家畜商に必ず情報提供する

✓ HACCP（ハサップ）等の衛生管理システムの導入の検討。

多くの食肉処理施設や一部の農場では、HACCP の考え方を取り入れた衛生管理システムを導入しています。これにより、注射針の混入を重要管理点として設定し、その管理を徹底することでリスクを低減しようとしています。

● 残留が疑われる場合の報告・連絡フロー

状況	対応	報告先
注射中に針が折れた	折れた部分を回収・除去	農場内記録として管理
回収困難な場合	マーキング、個体管理	出荷時に獣医師・と畜場へ通知
出荷後に判明した場合	出荷個体情報を遡って調査	JA・と畜場・家畜衛生保健所へ報告

● 最後に：生産現場で防げる事故

この事故を確実に防ぐには用意した針の本数と使用した針の本数を数えることですが、鋭利で汚染された針の本数を数えることは現場で困難でしょう。注射針残留事故は、重大な異物混入事故として消費者からの信頼を損ない、取引先への影響も避けられません。だからこそ日々の注射作業において、「針は折れないもの」と油断せず、万一折れた場合も隠さず確実に対応することが求められます。